



平成29年 5 月22日

各 位

会 社 名	第一化成株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 中野 淳文
コ ー ド 番 号	4 2 3 5 (J A S D A Q)
問 合 せ 先	取締役法務・コンプライアンス室長 高山 裕史
電 話 番 号	0 4 2 - 6 4 4 - 6 5 1 6

ストックオプションの発行条件等の変更に関するお知らせ

当社は、平成26年6月25日開催の当社第49回定時株主総会および平成27年3月13日開催の当社取締役会決議にて発行決議された第4回新株予約権、平成28年6月23日開催の当社第51回定時株主総会および平成28年8月22日開催の当社取締役会決議にて発行決議された第5回新株予約権について、平成29年5月22日開催の取締役会において、ストックオプションの発行条件等の変更を平成29年6月22日開催予定の当社第52回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

現行の各新株予約権の発行要項第(6)項第3号によりますと、いずれも新株予約権は相続されないものしておりますが、ストックオプションとして新株予約権の割当を受けた当社役職員が当該新株予約権を未行使のまま死亡した場合、その時点での株価の動向等に照らし、当社企業価値の向上が認められるにもかかわらず、一律に相続を認めないとするのは報酬制度として柔軟性を欠く面がございます。そこで今般、各新株予約権の発行要項の一部を変更して、相続が発生した場合でも、一定の条件のもと、相続人による行使を認めるようにすることといたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は、第4回および第5回新株予約権のいずれも別紙のとおりであります。

本議案が承認可決された場合、既に発行された第4回および第5回新株予約権の割当先との間で速やかに、本議案による各新株予約権の変更内容を反映させるべく、それぞれの新株予約権割当契約書に定める方式に従い、所定の手続を行う予定です。

(別紙) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行の発行要項の内容	変更後の発行要項の内容
<p>(前略)</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新株予約権の相続はこれを認めない。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 <u>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、および新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。</u></p> <p>(後略)</p>

以 上